

○帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例

平成19年12月14日条例第40号

改正

平成21年10月1日条例第24号

帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例

(目的)

**第1条** この条例は、犯罪のない安全なまちづくりに関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、総合的な施策を推進し、もって市民、事業者及び市内に滞在する者が、安心して暮らし、又は活動することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 土地所有者等 市内に所在する土地又は建築物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する個人若しくは法人その他の団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 犯罪のない安全なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域が協力して守る防犯意識を基本とし、市民協働のもとに推進されなければならない。

- 2 犯罪のない安全なまちづくりは、児童、高齢者、障害者、犯罪被害者等に配慮し、推進されなければならない。
- 3 犯罪のない安全なまちづくりは、人権を尊重し、推進されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、犯罪のない安全なまちづくりに関し、関係機関及び関係団体と連携協力を図り、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、犯罪のない安全なまちづくりに関する必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、犯罪のない安全なまちづくりについての理解を深め、日常生活において自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力し、安全な地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する犯罪のない安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、犯罪のない安全なまちづくりについての理解を深め、事業活動を行うにあたっては、自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員として、安全な地域社会の実現に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のない安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

**第7条** 土地所有者等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建築物その他の工作物を適正に管理するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、市が実施する犯罪のない安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本)

**第8条** 市は、この条例の目的を達成するために、次の事項を基本として、必要な施策を実施するものとする。

(1) 市民及び事業者が意識を高めるための啓発に関すること。

(2) 市民及び事業者が行う自主的な活動の促進に関すること。

(3) 市民及び事業者が理解を深めるための学習機会の充実に関すること。

(4) 市民、事業者及び市内に滞在する者が安全を確保するために必要な情報の提供に関すること。

(5) 犯罪のない安全なまちづくりに配慮した生活環境の整備に関すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(推進体制)

**第9条** 市は、犯罪のない安全なまちづくりを総合的かつ円滑に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年10月1日条例第24号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。